

(案)

## 家庭用使用済み天ぷら油回収実証事業に係るモニター募集要領

## 1. 目的

和歌山県（以下、「県」という。）は、「サーキュラーエコノミー」の考えを取り入れ、地域の特性を踏まえた産業創出や広域的な資源循環ネットワークの構築を目指すため、令和5年10月に「わかやま資源自律経済ビジョン」を策定しました。

当該ビジョンの実現に向けた取組の第一弾として、今は捨てられてしまっている家庭用の使用済み植物性食用油（以下、「使用済み天ぷら油」という。）を回収し、CO2削減効果の高い燃料等へと利活用する仕組み構築を目指し、県が主体となって実証事業を行います。

そこで、県は、使用済み天ぷら油回収及びアンケート調査にご協力いただける消費者モニターを下記のとおり募集します。

## 2. 募集者数の上限

3,000名程度

## 3. 登録要件

和歌山市、海南市、有田市内に設置された回収拠点に使用済み天ぷら油を持参できる方

※ 上記エリア内に居住している必要はありません。

※ 持参頻度は問いません。

※ 回収拠点は、県成長産業推進課のHPに掲載し随時更新しますので、ご確認ください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/hitonowa.html>



## 4. 募集期間

令和6年6月3日から令和8年3月31日

※ 登録者数の上限に達した場合には募集期間内であっても募集を締め切ることがあります。

## 5. モニターの期限

登録完了時から令和8年3月31日まで

※ 今年度の実証事業の状況を踏まえ、来年度（令和7年4月1日以降）の実証事業ではモニター登録制を見直す可能性があります。

## 6. 登録方法

以下のいずれかの方法により登録してください。

モニター登録が完了し次第、モニター番号をメール又は書面にて通知します。

(1) インターネット申請フォームから登録

<https://logoform.jp/form/WEVN/490366>



(2) 申請書に必要事項を記入の上、郵送又は持参にて提出

申請書は、県成長産業推進課のHPに掲載しています。

## 【提出先】

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

和歌山県商工労働部企業政策局成長産業推進課

TEL: 073-441-2355

## 7. 使用済み天ぷら油の持参方法

(1) 始めに、専用のリターナブルボトル（以下、「専用ボトル」という。）を回収拠点で受け取ってください。

(2) 使用済み天ぷら油を専用ボトルに入れ、回収拠点に持参してください。

※ 専用ボトルの受け取り方法及び回収方法は、回収拠点ごとに取り扱いが異なりますので、HP又は現地で確認の上、ルールに従ってください

※ 持参毎にモニター番号を申告いただく必要があります。

8. 回収開始日  
令和6年7月1日

9. 遵守事項

- (1) 指定されたもの以外は持参しないでください。  
回収できるもの：植物性食用油（消費期限切れの油を含む）  
回収できないもの：動物性油脂、マヨネーズ、ドレッシング、エンジンオイルなどの鉱物油  
飲食店など事業者から出る油は回収できません。
- (2) 専用ボトルに入れて持参してください。ペットボトルや油が入っていた容器等での持参はお控えください。ただし、未使用の油は、容器ごとそのまま持参いただいても構いません。
- (3) 容器の破損ややけどを防ぐため油は十分に冷ましてから専用ボトルに入れてください。
- (4) 専用ボトルは、本実証以外の目的に使用しないでください。
- (5) 専用ボトルに破損等を確認した場合は、使用せず、回収拠点へ報告してください。

10. その他

- (1) モニター登録に係る謝金などの支払いはありません、ご了承ください。
- (2) 県成長産業推進課が実施するアンケート調査にご協力をお願いします。

11. お問い合わせ先

和歌山県商工労働部企業政策局成長産業推進課  
TEL：073-441-2355  
FAX：073-432-0180  
Email：e0631001@pref.wakayama.lg.jp

附 則

この要領は、令和6年5月 日から施行する。